

戦略的資源確保事業〔投資環境調査〕(7) エクアドルの投資環境調査

金属資源開発調査企画グループ調査チーム チームリーダー **西川 信康**
ommjlima@chavin.rcp.net.pe (現：リマ事務所 所長)

はじめに

エクアドルは、現在、石油及び農林水産物を輸出の柱としているが、輸出産業の多角化を目指す政府は、非鉄産業の発展に期待している。現在のところ、同国の鉱産物生産に特筆するものはないが、ペルーから同国に続くアンデス山脈地帯は、鉱床ポテンシャルが高く、政府は探鉱開発の余地が十分あるとして、鉱業投資家にとって魅力のある鉱業法の策定に努め、現在では、南米諸国の中でもトップクラスと評価される鉱業法となっている。

本稿では、リマ事務所が現地コンサルタント (Morfo Asociados Cia.Ltda.) の協力を得て実施中の「エクアドルの投資環境調査」の概要を紹介する。

1. 鉱業市場動向

1 1. エクアドル経済における鉱業の位置付け

エクアドル経済は原油輸出が開始されるまでは農林水産物の一次産品を輸出の柱としてきたが、1972年にアマゾン原油の輸出が始まり、政府は原油代金を担保に多額の対外借款を導入し、電力、道路、通信、海上輸送等のインフラ整備による経済の振興政策を推進してきた。

鉱業については、16世紀のスペイン人による金鉱山の開発や1904年から1965年にかけての現在のASARCO社によるZaruma-Portovelo銅鉱山(累計銅生産量約50万t)の開発が行われていた他は、特筆すべき実績はなく、また、1970年代に締結されたアンデス協定による外国資本の規制もあり、外国企業による特記すべき探鉱・開発は行われてこなかった。

フェブレス・コルデロ政権の1985年に最初の鉱業法が制定され、鉱業開発振興政策に着手した。1991年5月に全面改定の新鉱業法を制定、2000年には米ドル通貨経済に移行すると同時にアンデス協定を破棄し、産業開発基本法(トローレ法)を發布し、外国投資の全面的自由化、優遇措置を盛り込んだ新鉱業法を2000年8月に發布、2001年4月には同施行細則を定める等、全面的な法整備を行った。この結果、同国の鉱業法は主要鉱業国と比較しても遜色はなく、外資にとっては魅力のあるものとなっている。

鉱業法の整備、米ドル通貨経済の安定化、近

隣諸国と比較して良好な治安状況、それに最近の非鉄市場の好転もあり、金・銅を対象とした探鉱・開発プロジェクトが活発化してきている。

特に、鉱業開発環境の整備・改善に伴い、本格的な銅山の開発プロジェクトも行われ始め、具体的に数件の探鉱成果も現れ、近い将来エクアドルが鉱産国に成長する可能性が大きいと考えられている。

1 2. 鉱業生産・輸出状況

主な鉱業生産は金のみで、正規に取引され中央銀行に登録された金の生産高及び輸出額の統計はないが、2004年度の推定産金量は8t程度(不法採掘による砂金鉱床からの生産が大部分)であった。金は国内需要の貴金属加工品または歯科用として使用され、一部は非合法で輸出されていると推測される。

1 3. 鉱業投資動向

鉱業法や開発環境の整備等により、2002年頃より国内外の鉱業投資の意欲が高まり、また、最近の金属価格高騰も追い風となり、鉱業会議所は2005年度の鉱業投資額を5千万\$と推定している。2006年度はMirador鉱山での開発工事の開始が予定されるなど、各鉱区での探鉱・開発活動も活発化してきていることから、投資額は飛躍的に伸び1億\$を超えると推定さ

れる。

2005 年末までに約 30 社のジュニア鉱業開発企業がエクアドル国内に設立され、既に探査を実施中のものもあり、近い将来、そのうちの数社による金・銅の採掘・商業生産が開始されるものと期待される。

2. 鉱業政策

2.1. 鉱業法の概要

エクアドル初の鉱業法は 1985 年 8 月に制定され、1991 年 5 月に全面的に改定され、鉱業権の付与をそれまでの契約方式から、先願方式に変更、鉱業に対する税法上の優遇措置等を講じてきた。更に、2000 年 4 月に米ドル通貨経済に移行した際、産業改革基本法にて外国企業の投資に対する規制が撤廃されると同時に、鉱業の一層の振興を目的に 2000 年 8 月に大幅な改定を行い、現在に至っている。また、2001 年 4 月には鉱業法改定施行細則が定められた。

以下にその概要を記す。

鉱業権の内容

- ・ 鉱業権とは、石油・天然ガス法、放射性物質法等の規定を除き、取得者に与えられた鉱物の探査・採掘・精錬・販売を行う独占的な権利である。
- ・ 鉱区出願は先願方式で、出願順位により優先的に鉱業権が付与される。
- ・ 鉱業権は、一つの資産かつ不動産権であり、土地の所有権とは異なる独立した権利。
- ・ 鉱業権者はその鉱区内において鉱業活動に必要な設備の設置・建設、水の利用、インフラの利用も可能。また、第三者に害を与えない条件で、水路の変更も可能。
- ・ 政府は、鉱山労働者の健康や生命の保護を命ずる場合及び国家防衛上の必要による場合を除き、鉱業権を有する鉱業活動の中止を命ずることは不可。

国籍要件

- ・ 鉱業法において個人・法人、自国民と外国人を問わず鉱業権を付与。

面積

- ・ 鉱区権の最小単位は 1ha で、最大は

5,000ha。

- ・ 鉱区台帳座標は UTM 座標*を使用。

* UTM とはユニバーサル横メルカトル図法 (Universal Transverse Mercator Projection) の頭文字で、西経 180 度の子午線から、全世界を経度 6 度ごとのゾーンに分けて東回りに番号をつけて規格化し、座標原点はそれぞれの中央子午線上の緯度 0 度の地点に取り、座標値はメートル単位とする。

鉱業権の有効期間

- ・ 30 年間、但し期限到来前の申請により更に 30 年間まで延長可能。

支出義務

- ・ 法令上規定無し。

鉱区の申請・維持料

- ・ 申請者は申請毎に 1 回につき 100US \$ を申請手数料として支払う。
- ・ 鉱業権者は鉱区維持料として、1ha あたり、暦年毎に前金で毎年 3 月に下記金額を支払う。

0 ~ 3 年 :	1 \$ / 年
4 ~ 6 年 :	2 \$ / 年
7 ~ 9 年 :	4 \$ / 年
10 ~ 12 年 :	8 \$ / 年
13 年目以降 :	16 \$ / 年

鉱区維持料の用途先

- ・ 国家鉱業局、国家地質局、国家鉱業広報局の維持・発展に必要な資金として利用。この余剰金は、下記に従い分配。
 - 鉱業権が所在する地方自治体 (インフラ関係に限定) 50 %
 - 鉱業権が所在する州都 (インフラ関係に限定) 20 %
 - 治安局 15 %
 - 地質・鉱山、或いは環境学部のある国立大学 15 %

採掘・商業生産

- ・ 採掘・商業生産開始に先立ち、鉱業権者は地方鉱業局に商業生産開始の宣言書を提出

する義務を有する。宣言書には下記事項を明記し、宣言書は公正証書化を要する。

- 生産を行う地域の鉱区座標
- 環境調査報告の承認を証明する書類
- 鉱区維持料の支払い証明書
- 本社が所在する自治体（州都）の鉱業会議所の加盟と会費の納入の証明書
- 商業生産の開始日

採掘・商業生産の対象になっていない鉱区は、鉱区維持料を支払うことで権利を保持できる。

- ・採掘・商業生産開始後、毎年定額（16US \$ /各鉱区 ha）の生産認可料を支払う。
- ・採掘・商業生産期間、鉱業権者は、国家鉱業局の技術指針に沿った監査済み年次生産報告書を翌年3月31日までに所轄の地方鉱業局に提出する義務を有する。年次生産報告書の監査は、国家鉱業局に登録されたコンサルタントと契約して実施し、報告書には技術顧問の署名も必要。費用は全額鉱業権者の負担。

鉱業権の消滅

- ・鉱業権は下記4ケースに該当する場合、消滅する。
 - 期限の満了
 - 維持料の未納による失効
 - 削減と放棄
 - 無効（第三者の告訴による認定）
- ・失効は地方鉱業局長の裁定書をもって宣告。この裁定書は、鉱業権者に通達され、この後不服の申し立て等は不可。
- ・地方鉱業局長は第三者より告訴を受理・認定すると、その旨を鉱業権者に通達。鉱業権者は通達日から10日以内に反論可能。鉱業権者は裁定の無効通知に対して、裁定書公布後5日以内に上告することが可能で、国家鉱業局長が上訴書を受領後15日以内に裁決を行う。

鉱業権の譲渡制限

鉱業権の譲渡に対する特別の制限はないが、一般の不動産の譲渡と同じ手続きで、鉱業権移転の契約書が登記所で記帳され、地方鉱業局に提出されて終了する。

政府の権益持分

政府の権益持分についての規定はなく、政府は、鉱区の権益権を持たない。

環境規制

エクアドル国内の鉱業活動全般にわたり、各活動段階で、鉱業活動に係わる環境規制施行細則（政令625号1997年9月12日付け官報151号）に従い規制を受ける。

- ・鉱業権者が、環境法に従って環境管理を行うために必要な調査は下記の3種類に分類される（詳細は後述）
 - (1) 環境影響予備評価
 - (2) 環境影響評価
 - (3) 環境監査
- ・各調査報告書はいずれも地方鉱業局を通してエネルギー・鉱山省の環境保護次官に提出。
- ・各報告書は環境規制施行細則に従い作成。
- ・報告書はエネルギー・鉱山省に登録された鉱業環境コンサルタントが作成する。
- ・報告書作成の経費は全額鉱業権者が負担し、経費として計上できる。

(1) 環境影響予備評価

- ・国の森林資産及び防災のための森林と植生（Patrimonio Forestal del Estado y de Bosques y Vegetación Protectores）地域に指定されている地域での鉱業活動に必要。
- ・環境影響予備評価は、鉱業権者が環境コンサルタントを起用して、申請日より90日以内に調査報告書を作成しINEFAN（森林・自然地域・野生生物庁）に提出する。
- ・INEFANが本報告書の評価を行い、最終的には、環境保護次官が認可する。

(2) 環境影響評価

- ・本格探鉱、採掘、選鉱、製錬の各事業活動開始前に提出。
- ・鉱業活動により引き起こされる負の影響を、事前に予防、軽減、補填、回復する措置を盛り込んだ環境管理計画の記載が必要。
- ・環境管理計画には環境影響の監視、評価、操業の停止等も盛り込んだ計画と予算措置の記載が必要。

- ・環境保護次官の認可が必要。

(3) 環境監査

- ・鉱業権者は鉱業権が有効となった時点から鉱業活動が終了するまで、毎年環境監査報告書を提出しなければならない。
- ・鉱山次官が環境管理計画と各種義務の履行状況を対比・分析し、その後の鉱業活動の計画書を認可するか、または勧告することを目的とする。
- ・鉱業権者が操業を終了する場合は、終了の6か月前に環境監査報告書を提出しなければならない。

鉱区図の管理形態

鉱区図は国家地質局にて管理されている。

インターネットのアクセス：

www.mineroecuador.com

2. 2. 鉱業行政組織

(1) エネルギー-鉱山省 (Ministerio de Energía y Minas)

エネルギー（石油・天然ガス・電力）・鉱業に関する行政を司る国の最高機関であり、鉱業分野では鉱山次官が鉱業政策の策定、実施、管理などを統括している。鉱山次官の下には下記の組織が置かれ、その遂行に当たる。

国家鉱業局 (Dirección Nacional de Minería)
本局の下に8地方鉱業局（所在地は各州都、石油・天然ガス局、電力局、環境局の業務も兼任する）を置き、地方鉱業局は鉱業活動に係る実質的業務を担当し、また、地域社会と開発企業間の仲介役としての役割も果たす。

- ・鉱業権の付与、失効など、鉱業権に係る管理業務
- ・鉱業関連情報の統一システムの開発・維持
- ・鉱業分野の生産・投資などの統計管理
- ・鉱業権者の活動監視
- ・鉱業政策の実施状況の追跡・評価
- ・鉱区台帳の管理及び関連の情報提供
- ・環境管理計画の策定・実施
- ・環境調査報告書の受理・評価
- ・鉱業法規に則した鉱業活動の指導・監督

国家地質局 (Dirección Nacional de Geología)

- ・全国地質図の作成・公刊
- ・地方レベルでの地質調査の実施
- ・環境ベースライン調査支援のための、環境地質情報の収集・解析・分類
- ・地質学上の危険に関連した調査の実施
- ・国土利用計画のための地質情報の提供

国家鉱業広報局 (Dirección Nacional de Promoción Minera)

- ・エクアドル鉱業の紹介及び広報活動

(2) 鉱業会議所 (Camara de Minería del Ecuador)

鉱業活動の発展をサポートする民間の機関として1979年に設立された。探査、開発、採掘等、鉱業活動に係る全分野の民間の活動を業務対象とする。

鉱業活動を目的として会社設立すれば、鉱業会議所の会員になることが義務づけられる。現在の会員数は法人・個人を合わせ約300。鉱業会議所の主な活動内容は以下のとおり。

- ・鉱業情報（技術、法制）の提供
- ・国内外での鉱業イベントへの参加
- ・定期刊行物の発行“Minería（四半期毎）”
- ・会員の鉱業に関する意見聴取、会議所としての政府に対する提言
- ・鉱業関連事項についてのアドバイス提供
- ・関連書物の図書館サービスの提供
- ・会議場利用サービスの提供

3. 鉱業税制

鉱山操業に係る鉱業税制の内容は以下のとおりである。

- ・法人税：25%。純利益より15%の従業員利益配当金を除いた利益に対して課税
- ・配当税：無し
- ・ロイヤルティ：無し（1991年の改定で廃止された）
- ・付加価値税：12%（鉱業関係では優遇措置あり）
- ・源泉徴収税：全ての国内取引に対して1%の源泉徴収税を課税
- ・輸入関税：鉱業用機材は最低関税率（税率規定なし）

- ・輸出関税：無し
 - ・税制の安定化制度：無し
 - ・減耗控除制度：無し
 - ・償却制度：会計基準に基づく

- 機材、資材、備品	年	10 %
- 車両	年	20 %
- 建物	年	5 %
- 通信・IT 機器	年	33.3 %
- 探鉱期間の累積経費は、探掘開始後 4 年間は経費に計上することが可能。
- ・鉱業税制の地域還元システム：法制上の制約はないが、鉱業活動開始に当たり、地域社会と、開発事業に係る合意を必要とし、当局の指導のもと、地域還元・貢献が盛り込まれるのが通例。この地域還元・貢献に係る費用は経費として認められる。
 - ・外国送金税：法人の海外への利益送金は資本金の 20 % まで免除され、自由に送金できる。送金額が資本金の 20 % を超えると課税対象となり課税率は 25 %。

4. 外国投資に係る諸手続き

エクアドル国内において事業活動を行うには、当国内に法人組織を設立しなければならない（Domiciliación）。鉱業活動においても同様に、会社法に従い組織（有限会社、株式会社、合弁会社）を設立し、この組織を通じて外国投資を実行することになる。外国投資に対する規制はなく国内投資と同様に扱われるが、外国投資による資本金・増資額は中央銀行に登録する。

4.1. 会社設立手続き

外国投資による会社設立の手続きは、一般の会社設立の手続きと概ね同じで、外資企業に対する規制は撤廃されている。

- ・弁護士を起用して、会社設立書及び代表取締役の委任状を会社監督局（Superintendencia de Compañía）に提出する。会社設立書は新会社定款に相当するもので、事業内容、資本金、株主・役員構成等を明記。
- ・会社監督局による会社設立書及び委任状の承認は約 1 か月であり。
- ・認可された会社設立書及び委任状を、会社所在地の登記所に登録、約 1 週間で登録可

能。登記所の登録承認が下りた日付をもって事業活動発動日となる。

- ・登記所に登録済みの会社設立書及び委任状を公証人事務所にて公正証書化する。公正証書化の期間は数日。
- ・公正証書化された会社設立書をもって下記の手続きを行う。
 - 税務当局への企業の納税番号（RUC）の申請。RUC は諸税の申告・税の納付に不可欠なもの。
 - 事業活動の管轄当局（鉱業の場合、エネルギー鉱山省）への登録。
 - 会社所在地の市庁への登録。地方税納付が義務付けられる。
 - 事業活動の関連会議所への登録（鉱業の場合、鉱業会議所）。
 - 資本金が外国投資であれば中央銀行に登録。
- ・会社代表者が外国人の場合、エクアドルの法的責務を果たすために永住権のビザとエクアドル身分証明証（C.I.：Cedula de Identidad）を取得しなければならない。当該ビザは公正証書化した委任状を持って、内務省外人局に申請する。ビザと身分証明証取得までに 2 か月ほど要する。代表者以外の派遣社員の場合は、1 年乃至は 2 年の短期滞在ビザを取得する。

4.2. 外国投資優遇措置

- ・鉱業活動に必要な、資機材、分析設備、特殊車両・部品の輸入に際しては最低の関税率を適用。また特殊機材に関しては輸入関税免税申請ができる。
- ・上記の輸入品に対しては、一般に輸入に課されている付加価値税 12 % も免除される。但し国内品に類似のものが存在する場合は免税不可。
- ・外国投資の資本金及び技術協力の契約書は中央銀行に登録する義務がある。また、外国からの資金の借り入れも中央銀行に登録の義務があるが、当該登録に係る税並びに手数料は免除される。借入金の金利支払いに対しても全ての税が免除される。

5. 社会・環境事情

5.1. 鉱業と地域社会との関係

エクアドルの金以外の鉱山開発の歴史は浅いが、地域社会との関係はフニン（Junin）鉱山における環境 NGO と地域住民の抗議運動を除き、社会問題とはなっておらず、全般的に地域社会と好関係で探鉱・開発プロジェクトが推進されていると言える。

新規に探鉱・開発プロジェクトを開始するには、鉱業局、鉱業会議所、誠意のある環境 NGO 等の意見を聞き、地域住民と密接な関係を保ちながら、十分な地域対策をとることで、スムーズな探鉱活動を行うことができると思われる。

5.2. 鉱業に係る環境 NGO の動向

エクアドルは地球上で最も多様な生物が生息している国であると言われており、自然保護指定地が国土の4分の1を占めている。そのため、政府は様々な国際機関から自然環境保護のための援助を受けており、また100を超える環境 NGO が登録されている。

これらの NGO の運営費は寄付で成り立っているが、昨今ヨーロッパや米国から寄付を集めることが困難な状態にある。このような状況下、一部環境 NGO は資金集めのため、鉱山開発を阻止したい組織から資金を得て、自然保護を名目に、特定の探鉱・開発プロジェクトをターゲットにすることも推測される。

フニン鉱山における反対運動は、彼らの行動から、純粋な自然保護のための反対運動ではなく、単に開発企業の鉱業活動の邪魔立て・中止させようとする意図的な行動と判断される。

一方、Corriente Resources 社が推進している Mirador 鉱山開発では、これまで、地域社会への還元策をとることにより合意に達しているため、環境 NGO による反対運動は起きていない。

このように、過激な環境 NGO の反対運動を避けるために、まず誠意を持って地域社会と交渉（マスコミ対策も講じながら）を持ち、合意書を締結後、プロジェクトを開始することが望ましい。また、プロジェクト推進中も、地域社会に詳しく、環境 NGO にも対応できる専門家を現地駐在させることも重要である。

それでも、エクアドルの鉱山資源が未開発の

森林地帯にあるケースが多いため、環境 NGO の目標になりやすいが、開発企業が環境規制を遵守し、当局による環境評価・監査を受けていれば、不法な環境 NGO の抗議運動に対して、治安当局による立ち退き措置などの手段もあるので、毅然とした対応が必要である。カナダのエンカナ社率いる企業体を実施した第2パイプライン施設工事中に、環境 NGO が乗り込み抗議運動を行ったが、当局が国外追放措置をとった例がある。

エクアドル全般をみた場合、アマゾン地区で石油開発を行っている国際石油メジャーは、石油開発に際し、地元問題で多少はこじれる場合もあるが、多くは対処可能であり、この問題でプロジェクトの成否問題にまで発展するケースはほとんどない。鉱業分野でも十分な地域社会対策を講ずることにより、環境 NGO の抗議運動を軽減することはできると言えよう。

6. 探鉱開発動向

エクアドルにおける探鉱開発の対象は金、銅に限定される。金のポテンシャルは高く、歴史的に16世紀から南部のサルマ地方で金採掘が行われ、現在でも続けられている。また、国土の4分の1を占める自然保護指定地域には豊富な金・銅鉱床の存在が確認されている。

「国の森林資源及び防災のための森林と植生」地域での鉱業活動は INEFAN の認可がおりれば開発可能であるが、国家資産の自然保護区（Patrimonio Nacional de Áreas Naturales）での鉱業活動は禁止されている。

1985年以來現在まで、カナダを中心とする30社にのぼる鉱業開発企業が探鉱を行っており、内訳は金を対象としたプロジェクトが約100件、銅を対象としたプロジェクト約50件となっており、近年の非鉄金属の国際価格高騰を背景に、金・銅を対象とする探鉱・開発プロジェクトは今後増加していくものと予想される。

以下に、現在エクアドルで注目を集め、将来の鉱山開発の発展が期待されている探鉱・開発プロジェクトを紹介する。

6.1. ミラドル（Mirador）鉱床

本鉱床は、エクアドル南東部の Zamora-Chinchipe 地域内の Corriente カッパーベルト

と呼ばれる地帯（東西約 20km × 南北約 60km）に位置する、ポーフィリー型の銅・金鉱床である。現在、Corriente Resources 社が権益を保有しているが、2005 年 4 月に F/S 終了、同年 12 月に EIA（環境影響評価）報告書をエネルギー鉱山省に提出した。同省によると、2006 年 6 月には EIA 報告書が承認される見通しである。その後、鉱山工事に着手し、工期 2 年で 2008 年中頃の操業開始を計画しており、エクアドル初の本格的鉱山の出現に関係者の期待が高まっている。

操業規模は、露天掘により、当初 2.5 万 t/日の粗鉱量（産銅量約 6 万 t/年、産金量約 1t/年）、その後、操業開始後 3 年を目処に 5 万 t/日まで拡張を予定している。F/S 調査によると、鉱量（measured & indicated）は 441 百万 t（銅 0.61 %、金 0.19g/t）、初期開発投資額は 195 百万 \$ である。

6.2. リオ・ブランコ（Rio Branco）鉱床

本鉱床地区は、エクアドル中南部の Cuenca 市の西方約 40km に位置する低硫化型の浅熱水性鉱脈型金・銀鉱床で、比較的品位が高い鉱床が複数発見されている。現在、International Minerals 社が権益を保有し、本地区の内、現在は Alejandro Norte と呼ばれる高品位鉱床を開発ターゲットとして調査を集中し、2006 年 1 月に F/S 調査を終了した。これによると、鉱量 2 百万 t（金 8.1g/t、銀 63g/t）、粗鉱量 800t/日により産金量約 2t/年、産銀量約 12t/年、マインライフ 7 年が可能としている。

6.3. フニン（Junin）鉱床

本鉱床は、首都キトの北方約 50km に位置する、斑岩型の銅・モリブデン鉱床で、JICA/MMAJ による資源開発協力基礎調査により発見された。平成 9 年度に終了した同調査では、予想鉱量 318 百万 t（銅 0.71 %、モリブデン 0.026 %）を得ている。本鉱床の探鉱・開発は、環境問題を懸念する地元の反対もあり、その後、大きな進展は見られなかったが、現在、権益を有す Ascendant Copper 社（カナダ）は、エネルギー鉱山省の支援をバックに、本格的なプロジェクト再開に向け地元との協議を継続している。2005 年 12 月には、プロジェクトサイ

トの同社施設が鉱山開発反対派に放火される等、未だ一部に根強い反対があるが、同社、エネルギー鉱山省共に、地元との今後の協議の進展に自信を示しており、地元との合意を前提に 2006 年内の F/S 調査開始を計画している。

同社は、独自の鉱量評価により、推定鉱量 982 百万 t（銅 0.89 %、モリブデン 0.04 %）を計上している。

6.4. キムサコチャ（Quimsacocha）鉱床

本鉱床は、エクアドル中南部の Cuenca 市近郊に位置する浅熱水性の金・銀・銅鉱床で、鉱脈型鉱床を主体とする。IAMGOLD 社（カナダ）が権益を保有し、有望な鉱床を発見したことから、現在集中的なボーリング調査を実施中である。

同社は、2005 年 10 月、既存ボーリングに基づく鉱量計算結果を発表した。これによると、鉱量（indicated）は 22.5 百万 t（金 3.9g/t、銀 25g/t、銅 0.16 %）、金属量ベースで、金 2.79 百万 oz、銀 18.2 百万 oz、この内の高品位部は、鉱量 8.5 百万 t（金 6.8g/t、銀 42g/t、銅 0.24 %）である。

6.5. その他

その他、今後発展が期待される探鉱活動として以下の 2 件がある。

- ・ Aurelian Resources 社（カナダ）は、エクアドル南東部の Zamora-Chinchipe 地域内のペルーとの国境に近い Condor 地区で、高品位な鉱脈型金鉱床を対象に探鉱を行っている。本格的な探査を開始したのは 2003 年の半ば以降であり、初期的な探査段階にあるが、地区内の各所で金の鉱徴を把握すると共に銅の有望な鉱徴も把握している。同社は、2006 年 1 月、最近の銅市況を考慮し、2006 年は銅鉱床探鉱を強化すると発表した。
- ・ Dynasty 社（カナダ）は、南部のペルーとの国境に近い Loja 地域で、斑岩型の銅・金鉱床を対象に広域的な探査（Dynasty プロジェクトと呼称）を実施中で、既に数か所の有望地区を抽出している。

7. エクアドルの投資環境評価

現在、エクアドルで鉱業活動を行っているカ

ナダを中心とするジュニア企業等によるインタビューをもとにしたエクアドルの投資環境に関する評価及び探鉱・開発プロジェクト実施に係る留意点をまとめると以下のとおりである。

- ・エクアドルは、経済が安定してきたことと、鉱業活動において法制上の優遇措置があり、また、行政面での制約や規制が少ないことから、自由な鉱業活動が可能で、探鉱・開発企業にとっては魅力のある国と言える。政治的には、政権の交代は頻繁だが、ベネズエラやボリビアの様に国家政策が大きく変わる様な大統領が選出される土壌にはなく、また、インフラ環境も、周辺の鉱業国と対比すると、比較的整っている。
- ・しかしながら、エネルギー鉱山省は、石油・電力部門の業務に集中しているため、鉱業部門の政策の実施・管理などに直接当たっておらず、実際は鉱山次官のもと鉱業行政が進められているのが現状である。このため、鉱業推進支援態勢は十分とは言えず、外国投資家にとって不安材料となっている。
- ・鉱区所在地の地域社会との合意・契約の調印は極めて重要である。これまでに、外国企業がこの合意・契約に至らず失敗したケースがある。地域社会との交渉に当たっては、地域の代表者との直接交渉は絶対的に避けるべきで、地域住民の集会を通じて、地域全体の声を聞きながら交渉すべきである。代表者は必ずしも地域社会の利益を代表していないことを理解すべきである。
- ・探鉱・開発プロジェクトを遂行しようとする域内に私有地がある場合、この私有地を借地にすべきではなく、買い上げて地主が希望すれば貸与し、もとの農業・牧畜を継続させることが望ましい。土地価格は、一般に廉価。
- ・鉱業活動の各段階で、環境当局が認定する環境コンサルタントを起用しなければならないが、石油開発やパイプライン施設工事などで、良い実績を上げているコンサルタントの雇用を薦める。
- ・地域社会や環境 NGO 対策のために、鉱業当局や鉱業会議所は探鉱企業に対して、活動がマスコミに取り上げられないように、

情報管理を徹底するよう勧告している。ロープロフィールが基本である。

(2006.3.30)